

# 「歴史文化基本構想」策定技術指針

平成24年2月

文化庁文化財部



## はじめに

文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない国民共通の財産であり、各地域において長い歴史を経て育まれてきたものです。

しかしながら、近年、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等、文化財を育み、支えてきた地域の変化により、文化財の継承が困難になってきています。こうした状況において、今後、文化財を適切に継承していくためには、地域が自らの文化財を再認識するとともに、行政だけでなく、地域社会に関わるあらゆる主体が参画し、地域の文化財の保護を担っていくことが必要です。

各々の主体が、地域の文化財の保護活動を通じて、地域の文化の継承に積極的に関わることで、地域振興や地域コミュニティの活性化、地域のアイデンティティ確立にもつながっていきます。

また、文化財は人々の営みと関わりながら価値を形成してきたものであり、文化財同士も相互に関連性を持っているものです。こうした地域の多様な文化財を継承していくためには、個々の文化財について、その単体としての価値を把握し、指定等により保護していくことに加え、指定の有無や種類の違いにかかわらず、文化財の価値を総合的に把握し、それらの関連する文化財と周辺環境を一体として保護していくことがますます必要とされています。さらに、文化財の顕著な価値だけを評価するのではなく、地域独自の視点から評価することも必要です。

これらの課題に応えるための具体的な方策として、文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書（平成19年10月）において、「歴史文化基本構想」が提唱されました。

この「歴史文化基本構想」は、各地方公共団体において、文化財保護に関するマスタープランとして、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するために策定するものです。また、文化財保護施策に限らず、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用することも可能です。

文化庁では、上記報告書を踏まえ、「歴史文化基本構想」の普及促進を目指し、平成20年度から3カ年にわたりモデル事業を実施し、これと並行して有識者会議を設置し、「歴史文化基本構想」の策定に当たっての技術的な留意点等を検討してまいりました。

本技術指針は、上記の3カ年にわたるモデル事業で得られた知見や、「歴史文

化基本構想（仮称）」策定技術指針に関する検討会（平成22年6月1日設置、座長：西村幸夫東京大学大学院教授）での議論を踏まえて、各地方公共団体における「歴史文化基本構想」策定の促進を図るため、「歴史文化基本構想」の円滑な策定作業に資するよう文化庁として策定するものです。

また、本技術指針は、基礎自治体である市町村が「歴史文化基本構想」を策定する際の参考となることを想定して取りまとめたものですが、都道府県が策定する場合にも参考になるものです。

今後、全国の各地方公共団体において、本技術指針が活用され、行政、住民、NPO法人、企業等の連携の下、地域主体で「歴史文化基本構想」が策定され、この構想に基づき、多様な地域の文化財が適切に継承されていくことを期待します。

なお、文化庁としては、各地における「歴史文化基本構想」の策定状況を踏まえ、本技術指針がより良いものとなるように、適宜見直していくことを申し添えます。

## 《目次》

1. 経緯
2. 「歴史文化基本構想」の基本的考え方
3. 「歴史文化基本構想」に定める事項について
  3. 1. 「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け
  3. 2. 地域の歴史文化の特徴
  3. 3. 文化財把握の方針
  3. 4. 文化財の保存・活用の基本的方針
  3. 5. 関連文化財群の考え方
  3. 6. 歴史文化保存活用区域の考え方
  3. 7. 保存活用（管理）計画の考え方
  3. 8. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針
4. 「歴史文化基本構想」の策定・見直しについて
  4. 1. 「歴史文化基本構想」等の策定・見直しについての考え方
  4. 2. 適時適切な改訂
5. 「歴史文化基本構想」の策定・運用に当たっての留意点
  5. 1. 文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携
  5. 2. 文化財に関わる他の制度・施策との連携
  5. 3. 地域づくりにおける住民等との協働体制の強化



## 1. 経緯

我が国においては、昭和25年に制定された文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、文化財類型ごとの特性に応じ、文化財の保存・活用のための措置が講じられている。

文化財保護法は、時代の趨勢や社会の変化に応じて幾度かの改正が行われ、保護すべき文化財の対象や手法を拡大してきた。

最初の改正は昭和29年で、無形文化財の指定やその保持者の認定の制度を設けた。また民俗資料を新たな文化財類型として有形文化財から独立させ、重要民俗資料の指定制度を創設するとともに、無形の民俗資料について記録選択の制度を設けた。同時に埋蔵文化財も有形文化財から独立させた。

昭和50年の改正では、伝統的建造物群保存地区制度の創設と文化財保存技術の保護対象化を図った。また、民俗資料を民俗文化財と改称し、無形の民俗文化財についても、新たに指定制度を創設した。

平成8年の改正では、文化財登録制度を創設し、直近の平成16年の改正では、文化的景観の保護制度の創設、民俗技術の保護対象化、文化財登録制度の拡充を図っている。

以上のような改正を経て、文化財保護法における保護対象は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群という6類型の文化財に拡大され、埋蔵文化財と文化財保存技術を加えた現行制度が整備されている。

昭和25年の文化財保護法の制定以降、文化財保護制度は適宜充実されてきたが、文化財を取り巻く環境は、大きく変化してきている。例えば、社会環境の変化や価値観の多様化、特に過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等を受けて、長い歴史の中で伝えられてきた文化財を、次世代に継承していくことが困難になってきているとの指摘がある。特に、地域や人々の暮らしの中に埋もれている指定等がなされていない文化財については、その価値が見いだされないまま失われつつあるとの指摘もある。しかし一方で、国民の間では、文化財や伝統的な文化の価値が見直されつつあり、歴史文化を生かした地域づくりの気運も高まりつつある。

こうした状況の中、地域の文化財をその周辺環境も含めて、社会全体で総合的に保存・活用していくためには、地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定していくことの重要性が、平成19年10月に文化審議会文化財分科会企画調査会（平成18年7月21日設置、調査会長：石森秀三北海道大学教授）により提言された。

この提言を受け、文化庁では、各地方公共団体における「歴史文化基本構想」の策定に際しての課題を抽出し、策定に資する指針づくりの参考とするため、平成20年度から平成22年度までの3カ年にわたり、全国20地域（23市町村）において実際に「歴史文化基本構想」を策定する「文化財総合的把握モ

デル事業」を実施した。

並行して、平成22年6月から、「歴史文化基本構想（仮称）」策定技術指針に関する検討会（座長：西村幸夫東京大学大学院教授）を設置し、地方公共団体における「歴史文化基本構想（仮称）」策定のための技術指針について、有識者による検討を行った。

さらに、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第7条第1項の規定に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（平成23年2月8日閣議決定）において、「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」は、重点的に取り組むべき施策として位置付けられている。

## **2. 「歴史文化基本構想」の基本的考え方**

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものである。

このため、「歴史文化基本構想」には、策定の目的や行政上の位置付け、当該地方公共団体の歴史文化の特徴、文化財把握の方針、文化財の保存・活用の基本的な方針、文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針等を基本的な事項として定めることとする。また、必要に応じて、相互に関連性のある文化財を一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」の考え方、文化財（群）を核とし文化的空間を創出するための計画区域である「歴史文化保存活用区域」についての考え方、文化財（群）を適切に保存活用（管理）するための「保存活用（管理）計画」の作成についての考え方等を明確にすることが望ましい。

各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待される。加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待される。

文化財とは、長い時間をかけて人々の継続的な営為によって創出され、今日まで継承されてきたものである。こうした貴重な文化財を後世に継承していくためには、長期的な視点に立った総合的な文化財の保護の方針となるよう留意する必要がある。

また、「歴史文化基本構想」を策定することにより、その策定過程から策定後も含め、以下のような様々な効果が期待される。これらは結果として、文化財保護の充実にも資するものといえる。

- ・文化財を総合的に把握することは、類型ごとの文化財保護の枠組みでは考慮しづらい視点からも捉えることになり、文化財が有する多様な価値を顕在化することができる。その結果、他の文化財や周辺環境と一体的に保存・活用することの必要性が周知され、社会全体として文化財を保護するという気運にもつながる。
- ・文化財をその周辺環境と一体的に捉えることによって、文化財を核とした地域の魅力の増進につながり、地域の活性化にも資する。
- ・文化財を人々の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映しながら今日まで伝承され、発展してきたものという視点から捉えることにより、文化財は地域にとってのかけがえのないものとして捉えられる。その結果、地域との

連携協力の推進が図られる。

- ・「歴史文化基本構想」の策定に当たり、関係機関との連携が不可欠であることから、他の行政分野との連携を図るための契機にもなる。

以上のような効果を踏まえ、地方公共団体においては、地域主体の文化財の保存・活用が展開されるように、地域の実情に応じ、創意工夫により「歴史文化基本構想」を策定することが望まれる。

### **3. 「歴史文化基本構想」に定める事項について**

#### **3. 1. 「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け**

社会全体で文化財を適切に保存・活用するためには、住民に身近な行政を担う地方公共団体が、地域の歴史文化を踏まえて文化財を総合的に把握し、それらの保存・活用の方針として「歴史文化基本構想」を示す必要がある。こうした明確な方針を地域に示すことによって、歴史文化を生かした地域づくりの基本方針としても活用することができる。

なお、ここでいう地域づくりとは、都市計画や景観計画等に基づいたまちづくりに関する施策だけではなく、文化財を支える技術や文化財に関わる人々の活動等も含め、幅広く捉えたものとする。

また、地方公共団体が総合的に一貫性を持って、文化財の保存・活用、さらには歴史文化を生かしたまちづくりに取り組むためには、「歴史文化基本構想」を策定する際に、地方公共団体が定める基本的な構想や他の行政計画等と整合性を図る必要がある。

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第7号第1項の規定に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（平成23年2月8日閣議決定）において、「重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承」の重点的に取り組むべき施策の一つとして「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」が定められている。

これを踏まえ、地方公共団体においては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想や他の行政分野における基本的な方針や計画等と整合性を図り、文化財保護における基本的な構想として「歴史文化基本構想」を定めることが望ましい。

#### **3. 2. 地域の歴史文化の特徴**

「歴史文化基本構想」の策定に当たっては、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に把握した上で、地域の歴史文化の特徴を適切に捉え、「歴史文化基本構想」にその特徴を明確にする必要がある。

ここでいう歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、本技術指針でいう文化財の周辺環境のことである。

地域の特徴を示す歴史文化に基づき、多様な文化財を群として一体的に捉えることにより、文化財の持つ新たな価値を明らかにできるようになる。さらに、自らの住む地域の歴史文化との関わりとともに、文化財を捉えることによって、人々が文化財をより身近に感じられるようになる。その結果、社会全体で文化財を支える気運が高まることにつながる。

### 3. 3. 文化財把握の方針

「歴史文化基本構想」の策定に先立ち、既に実施してきた文化財調査の現状とその課題を整理し、充実を図るべき文化財の種類や分野、補足すべき項目等を整理する必要がある。さらに、地域の文化財の特性に応じて、既往の文化財の種類に捉われず多角的な視点から見直すことや、有形・無形、指定・未指定にかかわらず、総合的に把握することが必要である。

そのため、あらかじめ類型ごとの文化財調査の現状と今後の方針を明らかにした上で、こうした総合的な把握調査の対象となる文化財や評価の基準、調査手法、記録の管理方法等の方針について定めることが必要である。

なお、文化財の総合的な把握調査を実施する場合は、従来の文化財の種類ごとの調査を充実するだけでなく、一定のテーマに基づき、類型を横断的に捉える調査方法が考えられる。その結果、これまで単体として評価が難しかった文化財であっても、テーマに関わる文化財の一つとして評価することも可能になる。

また、学術的評価にとらわれず、地域の人々の視点から文化財を調査する手法も文化財の総合的な把握調査の一つと考えられる。

こうした文化財の総合的な把握調査に当たっては、文化財を維持・継承するための利用方法や製作方法等の技術等も併せて調査を行うことが重要である。

### 3. 4. 文化財の保存・活用の基本的方針

文化財の総合的な保存・活用を推進するためには、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の制度による文化財保護に関する施策や周辺環境の保護に関する施策とが体系的に位置付けられ、一貫性をもって実施されることが重要である。

そのため、これまで指定等により保護してきた文化財の保存・活用の基本的な方針を整理して、「歴史文化基本構想」に定めた上で、その周辺環境を含めた一体的な保存・活用の方針を定めることが必要である。また、総合的に保存・活用することが望ましいとされる関連文化財群を設定する際には、その保存・活用の基本的方針を定めることが必要である。

文化財の保存・活用の方針の策定に当たっては、文化財の価値を維持・継承すること、すなわち保存の方針を明確にした上で、この方針を踏まえた活用の在り方を定めることを基本的な考え方とする。

ここでいう保存とは、必ずしも現状を維持することだけではなく、使い続けることによって文化財の価値の維持・継承につながる場合もあることから、文化財の特性に応じ、保存の在り方をきめ細やかに捉えるよう留意する必要がある。また、活用とは文化財の価値やその魅力を広く社会に示すことである。そのため、例えば、文化財の特性から公開できないものについては、写真や模写、模型、解説文等様々な媒体を用い、文化財の価値を示す等、活用の在り方を幅広く捉えるよう留意する必要がある。さらに、本来の機能や用途を維持するこ

とも、文化財の理解を深めることから活用方策の一つとして捉えることも可能である。

また、関連文化財群の保存・活用の基本的な方針については、個々の文化財に限定されることなく一体的に捉えることが重要である。そのため、例えば、関連文化財群全体として捉えた場合、既に失われているものを復元することも保存・活用に資するといえる。この場合、誤解が生じないように、厳密な学術的な調査研究に基づいて復元するように、十分留意する必要がある。また、関連文化財群の活用とは、個々の文化財だけではなく群としての価値や魅力を社会に示すことが基本であることから、全体としての繋がりを明確に示すための復元・整備、ルートマップの作成、案内表示等を整備することが想定される。

### **3. 5. 関連文化財群の考え方**

関連する複数の文化財を、関連文化財群として捉え、一体的に保存・活用していくことは、文化財の魅力を高めるとともに、魅力的な形でかつ分かりやすく価値を伝えていくための効果的な方策の一つである。

関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものであるが、どのような観点からまとめるのか、あるいはどのような文化財を対象にするかにより、多様な捉え方が考えられる。

そのため、関連文化財群を設定する場合には、各地方公共団体の実情に応じて、その捉え方、対象となる文化財の基準等についての考え方を明確にすることが必要である。

なお、これまでも伝統的建造物群や史跡における古墳群や名勝における庭園群等、同じ類型の文化財を群として保護してきたものもあるが、関連文化財群については、類型を越えた群の設定も想定している。

### **3. 6. 歴史文化保存活用区域の考え方**

歴史文化保存活用区域とは、不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域である。しかし、対象とする文化財や周辺環境の捉え方などにより、様々な区域を設定することができる。

そのため、歴史文化保存活用区域を設定する場合には、その目的、区域を設定するための要件等、地方公共団体の実態や文化財の特性に応じて、これらの考え方を明確にすることが必要である。

歴史文化保存活用区域の設定に当たっては、都市計画担当部局や景観担当部局等、他の部局との連携を図りながら区域を設定し、文化財を核とした歴史文

化の薫る地域づくりが総合的に推進されることが期待される。

本区域における文化財とその周辺環境とは、例えば、城郭跡を中心とした旧城下町区域、庭園と借景となる区域、歴史的な建造物とその保存のための資材を供給する区域、祭りや民俗芸能とそれらが行われる集落等が想定される。

### 3. 7. 保存活用（管理）計画の考え方

保存活用（管理）計画とは、実際に文化財を総合的に保存・活用するために必要とされる詳細な計画であり、「歴史文化基本構想」とは別に作成するものである。

そのため、保存活用（管理）計画を作成する際には、地方公共団体の文化財保護施策の基本となる「歴史文化基本構想」において、対象となる文化財（群）、保存活用（管理）計画を作成する者、文化財（群）とその周辺環境の整備の方針、その他の保存活用（管理）計画に定めることが望ましい項目等について考え方を明確にすることが必要である。この考え方に基づき、保存活用（管理）計画を策定することとする。

これまで、文化財である建造物については、所有者による主体的な活用の推進を目的とした保存活用計画の策定が進められてきている。また、史跡名勝天然記念物についても、保存管理計画を策定し、適切な保存管理が進められてきている。これらの計画も保存活用（管理）計画とみなし、文化財を総合的に保存・活用するために積極的に策定することが望まれる。

さらに、史跡と重要文化財（建造物）や伝統的建造物群保存地区と名勝など異なる文化財類型が重複して指定等されている場合、保存活用（管理）計画を策定し、調整を図るとともに、総合的に保存・活用を図ることができるようにしておくことが望ましい。

これらに加え、歴史文化保存活用区域を設定した場合には、周辺環境も含めて一体的に保存・活用を推進するために保存活用（管理）計画を策定することが望ましい。

保存活用（管理）計画を作成する者としては、基本的に地方公共団体が想定されるが、文化財によっては地方公共団体以外の所有者等が策定することも想定される。

定めるべき事項については、文化財の保存・管理の方針や整備・活用の方針、体制整備の方針、具体的な事業計画等が考えられる。なお、具体的な事業計画を定める場合は、都市計画や景観計画等、関連する他の計画と整合性を図るよう十分に留意する必要がある。

### **3. 8. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針**

「歴史文化基本構想」は、地方公共団体が策定することを基本とするが、地域の人々がその大切さに気付き、地域社会の中で保存・活用されていくことが本来の姿であることから、地域社会の連携・協力体制が不可欠である。さらに、文化財を継承していくためには、その保存のために欠くことのできない技術や技能の継承も併せて検討することが必要であり、保存のために必要な材料の確保や伝承者等の育成等も考慮した体制整備が必要である。

そのため、文化財の保存に必要な原材料や用具の確保、人材の育成、地域住民やNPO法人、企業等民間団体との連携の仕組み等を検討し、それぞれの組織の役割や連携の在り方等を明らかにし、これら方針を定めることが必要である。

#### **4. 「歴史文化基本構想」の策定・見直しについて**

##### **4. 1. 「歴史文化基本構想」等の策定・見直しについての考え方**

「歴史文化基本構想」に基づく施策を具体化するためにも、定めるべき内容や策定・見直しの手続きにおいて、住民の積極的な参画を得ながら、住民や関係機関等との連携や理解を深めていくことが必要である。

また、保存活用（管理）計画の内容や策定・見直しの手続きについても、「歴史文化基本構想」同様に、住民や関係機関等の参画を得ながら進めていくことが重要である。

##### **4. 2. 適時適切な改訂**

「歴史文化基本構想」については、地域における文化財に関する意識の醸成や社会情勢の変化、学術的調査の結果等を踏まえ、適時見直しを検討し、改訂する必要がある。そのため、策定後も見直しや充実を図ることを想定し、弾力性を持たせることが重要である。また、それに併せて文化財保護施策についても、適時見直し、充実を図ることが重要である。

## **5. 「歴史文化基本構想」策定・運用に当たっての留意点**

### **5. 1. 文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携**

歴史文化を生かした地域づくりを推進するためには、文化財の保護に関する制度・施策と文化財に関わる他の制度・施策とを一貫性をもって実施することが重要である。そのため、適宜、文化財保護に関わる他の制度・施策を所管する部局と、情報共有を図る必要がある。例えば、不動産である文化財の周辺環境に大きく影響する都市計画や景観行政、博物館等を所管する社会教育行政、文化財に対する理解増進に資する学校教育や生涯学習行政、文化財に関する産業振興行政、文化財を生かした観光振興行政等との連携が想定される。

### **5. 2. 文化財に関わる他の制度・施策との連携**

平成20年5月に、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）（通称「歴史まちづくり法」）が制定された。この法律に基づき策定される歴史的風致維持向上計画は、計画期間の間に歴史的風致を維持するだけでなく、歴史的な建造物の復原や修理等の手法により、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることを目的としたものであり、こうした施策を文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携の下、総合的かつ一体的に推進するための計画である。歴史的風致を構成する固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動や、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物等は、文化財であることが多いことから、歴史的風致維持向上計画の策定に当たっては、あらかじめ文化財の保存・活用の方針等を含む「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえたものとするよう努めることが望ましいとされている<sup>i</sup>。

また、歴史的風土特別保存地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区、特別緑地保全地区、景観地区、高度地区等の地域地区の指定や公園・緑地の都市計画決定などの都市計画制度との連携も想定される。都市計画運用指針においては、歴史的建造物、遺跡等と一体となった重要な緑地や伝統的又は文化的に重要な意義を有する緑地を特別緑地保全地区又は風致地区に指定することにより保全するとともに、歴史的文化的資産と一体となった緑地を公園等の公共空地として決定し、地域の歴史、文化に触れ合う場としての整備を図るなど、歴史的環境の保全に向けた都市計画制度の運用に関する考え方が示されている。

こうした関連する制度・施策と積極的に連携していくためには、文化財の周辺環境も含めた保存・活用の方針等を明確に示すことが必要である。その結果、都市計画等に適切に反映され、文化財を核とした魅力的な地域づくりが推進されることが期待できる。

---

<sup>i</sup> 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」を参照。

### 5. 3. 地域づくりにおける住民等との協働体制の強化

「歴史文化基本構想」に基づいた地域づくりの一層の推進を図るためには、地域の人々が自発的かつ主体的に文化財の保存・活用及びそれらを生かした地域づくりに参画することが重要である。

そのため、文化財に関する知識の普及及び情報の提供に努めるとともに、住民による地域づくりへの支援、住民からの意見の聴取、住民との意見交換といったきめ細かい対応を積み重ね、住民等との協働体制の強化を図っていくことが重要である。

「歴史文化基本構想」の策定に当たり、実施した文化財の総合的把握調査等によって把握された文化財の情報をデータベース化するなどして適切に管理し、適宜、公表することは、住民等への意識の醸成にもつながるものと考えられる。

また、地方公共団体においては、文化財に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成を図り、推進体制の充実を図ることが望ましい。